

中家住宅の使用を申し込まれる方へ

～中家住宅を文化活動に使用することができます～

1. 使用を希望される方は、事前に下記の書類を提出してください。

- 中家住宅使用許可申請書
- 中家住宅主屋間取図
- 中家住宅使用料減免申請書（対象の方のみ）

2. 申請は、使用日の3か月前～5日前までに行ってください。

例) 7月1日に使用したいとき 4月1日から受け付けます。

(3か月前の同じ日)

7月31日に使用したいとき 5月1日から受け付けます。

(同じ日がない場合は翌月のはじめ)

3か月前が閉庁日のときは、翌日以後の直近開庁日となります。

※許可証は、5日後に交付します。(閉庁日は除く) (申請日より1週間後の同じ曜日になります。)

3. 使用許可時間は、午前10時～午後4時30分です。準備、後片付けは、許可時間で行ってください。

4. 使用目的は、文化活動の具体的内容を記載してください。

5. 使用予定人数は、文化活動関係者の人数を記載してください。

6. 使用に際し、使用できる備品は次のとおりです。使用を希望される方は、申請書に記載して申し込んでください。なお、使用者において物品を中家住宅に搬入される場合は、係員と協議を行ってください。

貸出し備品一覧 (無料)

備品名称	規格・寸法	数量	備品名称	規格・寸法	数量
座敷机 (大)	90×150×32cm	1	急須	容量 1リットル	2
座敷机 (小)	90×120×32cm	1	湯呑		20
縁台 (床几)	40×150×40cm	20	盆		2
会議用テーブル (長)	45×80× 70cm	4	電工ドラム		2
会議用テーブル (短)	45×180×33cm	4	座布団		50
電気ポット	容量 2リットル	2			

7. 使用料は、次のとおりです。

使用時間 使用区分		3時間 未 満	3時間 以 上
		主 屋	2分の1未満
	2分の1以上	1,000円	2,000円
庭 園		1,000円	2,000円

中家住宅使用にあたっての注意事項

- ・使用申請期間は使用日の3か月前から5日前です。また使用日が重複する場合は先着順とします。
- ・連続使用日数は4日までです。ただし準備または後片付けに要する前後1日ずつ延長できます。
- ・使用申請の取り消しを行う場合は、使用日の3日前までに申請してください。それ以降の場合は使用料の還付はできません。
- ・貸出できる備品は表のとおりですが、ご自身で特別な設備・備品を設置する場合は教育委員会と協議してください。
- ・重要文化財中家住宅は、見学を目的に不特定多数の方がこられますので、できる限り一般公開に支障のないように使用してください。
- ・受付を設置する場合は来館者数を報告してください。
- ・自動車による備品の搬入する場合は裏の駐車場より搬入してください。ただし特に前面への乗り入れが必要な場合は教育委員会と協議してください。
- ・使用者の中家住宅内で飲食は軽食や昼食に限り、北八畳の部屋でその時間のみの使用としてください。
- ・管理人室の電話については使用を認めません。ただしやむを得ない場合は有料での使用としてください。
- ・中家住宅敷地内は全面禁煙です。火気は一切使用しないで下さい。

中家住宅は国指定の重要文化財です。そのことを十分に留意し、特に傷つけること等のないよう、細心の注意を払ってください。